

お知らせ

従業員の皆さんへ

平成20年4月に設けた経過措置等について、労働組合、在日米軍等との協議が整い、平成25年11月1日から次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 旧格差給特別調整額及び旧語学手当特別調整額関係

平成20年3月31日に受けていた格差給及び語学手当の50%を平成25年3月31日までの間支給する経過措置について、平成25年4月1日に遡及して復活させ、平成25年4月1日から10月31日までの分を満額追給します。その上で、当該経過措置は平成25年11月1日からは80%を支給します。

給与支払事務の都合上、退職者等を除き、平成25年4月1日から10月31日までの分の追給額、平成25年12月払及び平成26年1月払の増加額は、平成26年4月の支払いになります。

※ 上記の経過措置は平成27年3月31日までに、現給保障の経過措置は平成28年3月31日までに見直すこととし、今後において関係機関との新たな協議が合意するまで継続します。

2 退職手当関係

(1) 平成20年4月の退職手当の改正に伴う経過措置

定年、特例解雇、55歳以上・勤続15年以上、人員整理等の理由による退職の場合に、平成25年3月31日までの間有利な取扱いとした経過措置について、平成25年4月1日に遡及して復活させ、平成25年4月1日から10月31日までの退職者に満額追給します。その上で、当該経過措置は平成25年11月1日から平成26年10月31日までは90%を支給し、平成26年11月1日からは80%を支給します。

※ 上記の経過措置は平成27年3月31日までに、辞職等の経過措置は平成28年3月31日までに見直すこととし、今後において関係機関との新たな協議が合意するまで継続します。

(2) 国家公務員の退職手当の支給水準の引下げを踏まえた退職手当の支給水準の引下げ

駐留軍等労働者には国家公務員に支給されている共済職域部分に相当する年金がないことを考慮の上、平成25年11月1日から次のように退職手当の支給水準を段階的に引下げます。

【定年、特例解雇、55歳以上・勤続15年以上、人員整理等の場合】

退職時期	駐留軍等労働者	(国家公務員)	(水準差)
～H25.10.31	104/100	104/100	—
H25.11.1～H26.7.31	101/100	98/100	3/100
H26.8.1～H27.4.30	98/100	92/100	6/100
H27.5.1～	96/100	87/100	9/100

3 給与臨時特例法に準じた給与減額支給措置

(1) 平成25年11月1日から平成27年4月30日までの間、国家公務員の半分の減額率で基本給、地域手当、隔遠地手当、広域異動手当、時間外勤務給、祝日給及び夜勤給を減額して支給します。

【基本給表別、等級別の減額率】

減額率	基本給表1	基本給表2	基本給表3	基本給表5	基本給表6	基本給表A	基本給表B
2.385%	1～4等級	1～8等級	1～5等級	1～3等級	1・2等級	4・5等級	2～4等級
3.885%	5～8等級	9・10等級	6・7等級	4・5等級	3・4等級	2・3等級	1等級
4.885%	9・10等級	—	—	—	—	1等級	—

(2) 平成25年12月及び平成26年12月の年末手当、平成26年6月の夏季手当は、4.885%減額して支給します。

給与支払事務の都合上、退職者等を除き、平成25年12月払及び平成26年1月払の月例給与から減額すべき額は、平成26年4月の支払いで減額します。また、平成25年12月払の年末手当は概算額を減額し、平成26年4月の支払いで精算します。

※ 日雇従業員、時給制臨時従業員及びパートタイムの高齢従業員は減額の対象外となります。

(問い合わせ先) 防衛省地方協力局労務管理課給与1係 電話 03-3268-3111(代) 内線 36542
防衛省北関東地方防衛局横田防衛事務所 電話 042-551-6722